

兵庫県養育費に関する公正証書作成費等補助事業実施要綱

第1 目的

養育費に関する強制執行認諾約款付きの公正証書、調停調書、審判書、判決書等（以下「公正証書等」という。）の作成に要する費用を補助することによって、離婚を考える父母及び母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養している者をいう。以下「ひとり親等」という。）の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した養育費の履行確保を図ることを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、兵庫県（以下「県」という。）とする。

第3 対象者

対象者は支給申請時において、次の要件を全て満たすひとり親等とする。

なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たない者をいう。

- (1) 県内（市部を除く。）に居住していること。
- (2) 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者であること。
- (3) 養育費の取り決めに係る経費を負担した者であること。
- (4) 過去に同一児童を対象として、県又は他の自治体において養育費に関する公正証書等の作成費について補助金の支給を受けていない者であること。

第4 補助対象経費及び補助金額

- (1) 補助対象経費については、公正証書等の作成に要する経費のうち、公証手数料令（平成5年政令第224号）に定めのある公証手数料、家庭裁判所の裁判又は審判若しくは調停（以下「調停等」という。）に要する収入印紙代、戸籍謄本等の取得に要する経費（郵便切手代を含む。）及び調停等に要する郵便切手代（予納郵券で実際に使用した分のみ）とする。

なお、対象となる調停等とは養育費の取り決めを含むものに限る。また、第5 補助金の申請(2)イに定める領収書の提出がないものについては補助対象経費とは認めないこととする。

- (2) 補助金の額は、前項に定める経費の全額とする。ただし、その額が3万円を超える場合は、3万円とする。

第5 補助金の申請

- (1) 補助金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事に対して、別紙様式第1「公正証書作成費等補助金支給申請書」（以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。

なお、支給申請は公正証書等の作成日（令和5年4月1日以降の日に限る。）以降かつ作成日の属する年度の3月31日までに申請しなければならないものとする。

- (2) 支給申請書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

イ 補助対象経費の領収書の写し

ウ 公正証書等、養育費の取り決めを交わした文書の写し

エ その他知事が必要と認めるもの

第6 支給の決定

- (1) 知事は、支給申請があった場合は、提出のあった支給申請書及び必要書類について審査し、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。
- (2) 知事は、支給決定したときは、申請者に対して別紙様式第2「公正証書作成費等補助金支給決定通知書」により通知しなければならない。
- (3) 知事は、審査の結果、補助金を支給することが不相当であると認めたときは、申請者に対して理由を付して、別紙様式第3「公正証書作成費等補助金不支給決定通知書」により通知しなければならない。

第7 支給決定の取消

- (1) 知事は、申請内容に虚偽の記載がなされる等の不正な手段により補助金の支給決定を受けた場合は決定の全部又は一部を取り消すことができる。このとき、知事は申請者に対して別紙様式第4「公正証書作成費等補助金支給決定取消通知書」により支給決定を取り消すとともに、通知しなければならない。
- (2) 知事は、前記(1)による支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を支給した場合は、期限を定めて受給者から補助金の返還を求めることができる。

第8 補助金の請求

知事は支給決定通知を行ったあと、申請者から提出される別紙様式第5「公正証書作成費等補助金請求書」により補助金を支給する。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- (1) この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- (2) この要綱は、令和5年6月1日から適用する。

公正証書作成費等補助金支給申請書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

申請者氏名

公正証書作成費等補助金の支給を受けたいので下記により申請します。

①申請者	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
②住 所	(〒 -)	電話 () -	
		電子メール	
③過去の受給の有無	過去に公正証書等の作成費についての補助金を (県 ・ 他自治体) において受けたことが (ある ・ ない)		
④養育費の取り決め対象 となる児童の氏名及び 生年月日等	1 氏名	2 氏名	3 氏名
	生年月日 年 月 日 (歳)	生年月日 年 月 日 (歳)	生年月日 年 月 日 (歳)
⑤申請する補助金額	円		
⑥補助金額の内訳	<input type="checkbox"/> 公証人手数料	円	
	<input type="checkbox"/> 収入印紙代	円	
	<input type="checkbox"/> 郵便切手代	円	
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本等取得費用	円	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	円	
	合 計	円	
⑥希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義		

【誓約・同意事項】 (項目のチェック欄に (□) に『✓』を入れてください)

- 補助金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や補助金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、補助金を返還します。
- 県又は他の自治体において同一内容の補助金を受けることを禁止します。
県又は他の自治体において同一内容の補助金を受給していることが判明した場合は、支給決定を取り消し、返還を求めることがあります。

公正証書作成費等補助金支給決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

兵庫県知事 印

令和 年 月 日付で申請のあった公正証書作成費等補助金は、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

記

①支給決定金額	円		
②申請者	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
③住 所	(〒 —)		電話 () —
			電子メール
(備考)			

(注意)

- 補助金の支給を受けるためには、別紙様式第5「公正証書作成費等補助金請求書」の提出が別途必要となります。
- 申請内容に虚偽の記載がなされる等の不正な手段により補助金の支給決定を受けた場合は、決定の全部又は一部を取り消されることがあります。
- 県又は他の自治体において同一内容の補助金を受けることを禁止します。
県又は他の自治体において同一内容の補助金を受給していることが判明した場合は、支給決定を取り消し、返還を求めることがあります。

公正証書作成費等補助金不支給決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

兵庫県知事

印

令和 年 月 日付けで申請のあった公正証書作成費等補助金は、下記のとおり不支給することに決定したので通知します。

記

①不支給の理由			
②申請者	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
③住 所	(〒 —)	電話 () —	
		電子メール	
(備考)			

公正証書作成費等補助金支給決定取消通知書

第 号
令和 年 月 日

様

兵庫県知事

印

令和 年 月 日付け第 号で支給決定した公正証書作成費等補助金は、下記のとおり支給決定額の（全部 ・ 一部）を取り消すことに決定したので通知します。

記

①取り消しの理由			
②取り消す金額	円		
③申請者	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
④住 所	(千 一)	電話 () -	
		電子メール	
(備考)			

公正証書作成費等補助金請求書

金 円也

ただし、公正証書作成費等補助金として上記金額を請求します。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

氏 名

電 話 () ー

電子メール